

第80号
平成27年5月

福利 あつめ



アンケートに答えて
2千円分の図書カードを
もらおう!!

詳しくは裏表紙をご覧下さい。

Contents

平成26年度 研修事業 実施報告	
スマートライフセミナー／心の元気力UPセミナー	
女性のための健康セミナー	2
介護講座・実技研修／生涯生活設計セミナー	3
平成26年度 研修旅行参加者の声	
宮城・岩手被災地研修	4
海外研修	4
特定保健指導について	
～なぜ特定保健指導を受けてほしいのか～	5
【婦人科検診の自己負担額が変わります！】	5
貸付種別・提出書類について	6
組合員資格取得から喪失まで	7
被扶養者認定の取消について	8
国民年金第3号被保険者の届出について	9
短期給付金の請求	
～こんなときどうするの？～	10～11
☆アンケートを募集します☆	12
公立学校共済組合福祉保険制度	12

「平成26年度研修事業」

*スマートライフセミナー（いきいき健康教室）

健康の保持増進と健康管理意識を高める健康教室です

講 師 上里利恵子（保健師）、翁長真由美（管理栄養士）
喜瀬夏美・大城幸枝（健康運動指導士）



- 感** ○改めて普段から食事に気をつける、軽い運動をすることを意識して生活することの大切さを感じました。
○食品に含まれる油の量にビックリ！食生活の重要性を改めて勉強させていただきました。
想 ○久しぶりに体を動かしました。日々の生活に取り入れていきたいと思います。
○気持ち的にもすがすがしく笑いあり、身も心も健康になれた気がします。

*心の元気力 UP セミナー（メンタルヘルスセミナー）

心の健康度の傾向を加味した最新の対処法を考えるセミナーです

講 師 皆川芳弘



- 感** ○自分で悩まず、不安や悩みを相談してストレスをためない体調セルフケアが学べ、とても良かったです。
○心の声、バランスをいかにとっていくか学ぶことができ、気づきのあるセミナーでした。
想 ○自己の心のあり方だけではなく、他への関わりや子ども達への対応の仕方など理解が深まりました。ストレッチ法、アロマなども活用したいと思います。

*女性のための健康セミナー

女性の健康力アップのための最新の対処法を考えるセミナーです

講 師 樋口恵子（健康運動指導士・産業カウンセラーキャリアコンサルタント）



- 感** ○毎日の忙しさに自分の体に関心をもつことへの意識が薄れていましたが、毎日が幸せに過ごせることを学びました。
想 ○健康や美をもっと意識して若々しくありたいと感じた。
○すごくリフレッシュできました。元気なおばあちゃんを目指します！！

ご好評をいただきました!

一般事業

*介護講座・介護実技研修

介護保険制度等の知識を学び、介護実習室での介護を実践するセミナーです

講師 仲嶺邦子(特定非営利活動法人 結の里 所長)
城間定治・遠藤千恵子・島袋雄樹(理学療法士)



開講日	会場	応募者数	受講者数
8/6(水)	沖縄県総合福祉センター(那覇市)	77人	51人
8/7(木)		61人	44人

○介護される人の気持ちが少しですが味わえて良かった。

感

○人に寄り添うことの大切さと、その実践を行っていることに感動しました。

○事例を示しての説明で分かり易く、より身近な問題として捉えることができた。

想

○1人1人の人間に合わせて、いろいろな介護の仕方があることがよくわかりました。今から親の介護が必要になったとき、今日のことを思い出して活用していきたいと思います。

*生涯生活設計セミナー

年齢別ライフプラン・家計設計について学ぶセミナーと、食生活栄養編を取り入れたセミナーです

講師 安原克彦・藤澤稔



開講日	会場	応募者数	受講者数
7/29(火)	沖縄都ホテル(那覇市)	72人	66人
7/30(水)		111人	69人
7/31(木)	EM ホテルコスタビスタ沖縄(北中城村)	118人	71人
8/1(金)		188人	68人

○退職金や年金のことを学ぶ機会が持て将来に向けての備えの不安感が少し減りました。

感

○ゆとりを持って豊かな時をすごすためのヒントをたくさんもらいました。

○将来の生活設計について具体的に考え、とても勉強になりました。

想

○いろいろ見直しのポイントが見つかった。自分のライフプランを見つめ直す機会になった。



平成27年度セミナー受講生募集中!!

申込期限：平成27年5月25日(月)

夏季研修旅行参加者の声

宮城・岩手被災地研修

被災地の現状を実地見聞し、幅広く研修することで日常の教育実践に反映することを目的に開催しました。

宮城・岩手被災地視察研修に参加して

うるま市立勝連小学校 石原 紀子

東日本大震災から3年半が経過。「被災地の現状をみておきたい…」という思いに駆られ、今回の視察研修に参加させていただきました。

那覇空港から約3時間、仙台空港に到着し、バス乗り場へ移動する際、建物の壁に実際の津波の高さが記されているのを見た瞬間、驚きと同時に身が引き締まる思いがしました。実際の被災地は、報道等でみていた瓦礫の山は、ほとんど撤去されていたものの、その広さや残った建物等から、想像以上の災害の爪痕を目の当たりにし、唖然としました。

その場に立ち、そこで亡くなつた多くの方々のことを考えると、胸が詰まり涙が溢れました。そして、仮設住宅には、まだ多くの方が生活しているという現実…。今の自分に出来ることは何かを考えたとき、視察研修で学んだことを周囲に伝えていくことだと思いました。

今回の4泊5日の視察研修では、被害の大きかつた地域（気仙沼市・大川小学校周辺・南三陸町・陸前高田市・大船渡市・田老地区）を周りました。

津波の被害や3.11以降の状況を伝えて下さった地元のガイドさんをはじめ、教職員の方々に、災害の恐ろしさや混乱、ライフライン復旧までの苦労、現在抱えている問題など、直にお話しを聞くことができ、防災や命を守るという事、助け合い、復興について改めて考える機会となりました。研修後、写真や記録メモで作ったアルバムを使い、同僚や友人に話したり、「防災の日」等を利用し、子ども達に伝えることができました。

出発前まで、被災地の状況を受けとめられるかとても不安でしたが、研修に参加した方々と、被災地から学び語り合う時間がもてたこと、現地で出会った方のお話や、復興に向け多くの方々が頑張っている姿を実際に見聞きでき、とても有意義な研修でした。

この研修を企画してくださった沖縄県教職員共済会をはじめ、岩手県教互センターの佐々木さん、研修を通して出会った方々に深く感謝申し上げます。今後もこの企画を続けて頂き、多くの方々に震災から学ぶ機会を提供して下さる事を願います。



海外研修

訪問国の文化や歴史、教育制度などを研修し、日常の教育実践に反映することを目的に開催しました。

ヨーロッパ・ロマンの旅

長田小学校 比嘉 秀雄

2年越しの願いが叶つた旅。妻と娘と3人で参加する初のヨーロッパ旅行は、準備をしながらも、煩の継みを押さえることができない程であった。

最初に訪れたパリでは、楽しみにしていた食事の手配ミスはあったものの、活気に満ちた街並に魅せられ、1つ1つの建物に感動した。

そびえ立つ聖堂ノートルダム寺院の莊厳さやベルサイユ宮殿の豪華絢爛な造りなど、圧倒されるような歴史の深さと宮殿の凄さに目もくらむばかりであった。

また、シャンティー城では、その敷地の広さに驚き、そこで暮らした人々の幸福感たるやいかばかりか。と想像をめぐらし、城から眺める湖かと思うような池が心を癒してくれた。

早朝のちょっとした散歩では、墓地を見たり、パン屋に入ったりして、有意義な時間を過ごした。ルーブル美術館は、期待に違わず人の数も美術品も世界的規模であり驚かされた。

スイスのインターラーケンでは、遠くに見えるユングフラウヨッホは雪の衣装をまとい、まるで絵はがきのような絶景であった。翌日、登山列車で実際に登った標高3545mの銀世界その美しさもまた、想像を絶するもので、雄大な自然を体感し夢のようであった。

最後に訪れた憧れのドイツ、ライン川下りでは、川沿いに聳える古城を見あげ、貿易の要所を見た。中世の面影が残り、正にロマンの世界であった。紙面の制限で詳細を書けないのは、残念である。

この研修旅行をきめ細かに案内してくれた添乗員の島さん、団長の仲村渠さん、引率の宮里さん、そして、共にこの研修旅行で時を共有した皆さんに感謝。もちろん、妻や娘との旅の思い出は、生涯の宝物となつた。





健康づくりのために！特定保健指導を受けましょう！

あなたの声に答えます。～なぜ特定保健指導を受けてほしいのか～

コーヘーくん

Q: 「特定保健指導」って何？

A: 特定健診（人間ドック・脳ドック）の結果、生活習慣病のリスクはあるが、**指導によって生活習慣病の予防効果が高い**と考えられる方には「特定保健指導」が行われます。

今後どうすれば、生活習慣病予防ができるのか、それぞれ個人の生活スタイルに合わせ、専門家によるアドバイスや支援が行われます。**指導料金は全額、公立学校共済組合沖縄支部が負担**します。

Q: 特定保健指導の対象になったけど、体調は快適。時間もないし…今回はいいかな。

A: 症状が出ていないうちに対処しないと、通院、食事制限、運動の確保等、より、時間やお金などの負担がかかりてしまいます。

何より問題なのは、**生活習慣病は進行するまで自覚症状が無く、一度発症すると、完治が困難**になることです。働くことが難しくなる危険すらあります。自覚症状のない今こそがラクに短時間で対処できるチャンスなのです。

Q: 特定保健指導は受けてみたいけど、病院に行く時間が無いし。

A: 公立学校共済組合沖縄支部では**(株) ベネフィットワン・ヘルスケア**との業務委託により、訪問型の保健指導も実施しております。**訪問型保健指導**では、あなたの好きな時間に好きな場所で、特定保健指導を受けることができます。もちろん指導料金は全額、公立学校共済組合沖縄支部が負担します。

保健師や管理栄養士などの健康を守る専門家が、あなたの生活に合わせ、あなたにとってベストと思われるオーダーメイドの生活習慣改善案と一緒に考えてくれます。せっかくのこの機会を逃してしまうのはもったいないですよ！



スズちゃん

婦人科検診の自己負担額が変わります!!

契約単価の変更に伴い、平成27年度から下記のとおり自己負担額を変更します。

① 子宮がん健診、乳がん検診両方受診の場合（補助額：9,946円）

・自己負担額 平成26年度：2,000円 → 平成27年度：2,000円（変更無し）

② 子宮がん検診のみ受診する場合（補助額：5,700円）

・自己負担額 平成26年度：920円 → **平成27年度：1,500円**

③ 乳がん検診のみを受診する場合（補助額：4,246円）

・自己負担額 平成26年度：0円 → **平成27年度：500円**

※検査内容

- ・子宮がん検査・・・子宮頸部がん検査、内診
- ・乳がん検査・・・乳房エコー検査、視触診

（上記以外の検査を受診する場合は、別途自己負担が発生します。）

婦人科健診受診券が届いている皆さまへ

婦人科健診受診券の有効期限が平成27年12月31日となっております。是非ご活用ください！

※ご家族の方に、受診券が届いている方はご家族の方への有効期限の周知にご協力よろしくお願いします。

公立学校共済組合の貸付

● 貸付種別と申込事由及び貸付限度額

申込資格 組合員期間が6ヶ月以上あること

申込締切 毎月25日(25日が土・日・休日の場合はその後の勤務日)※必着!

貸付日 申込翌月の25日(銀行の休業日の場合は前日に申込み人の口座へ振込)

平成27年5月現在

貸付種別	貸付事由の概要	貸付限度額 (注1)	償還回数	年利率 (注2)
一般貸付	組合員が臨時に資金を必要とする場合 ※生活資金・借金ローン返済等の借入れは不可	200万円	120回以内	2.72%
特別貸付	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合	200万円	残任期 月数以内	2.72%
住宅貸付	組合員が自己の用に供するための住宅の新築等、若しくは住宅の敷地の購入等をするため資金を必要とする場合	上限額 1,800万円 (注3)	360回以内	2.72%
住宅災害貸付	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他の非常災害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合	上限額 1,900万円 (注4)	360回以内	2.28%
介護構造部分 に係る貸付	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等をするため資金を必要とする場合	300万円	360回以内	2.46%
教育貸付	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは弟妹が学校教育法(昭和22年法律第26号9)第1条に規定する高等学校、大学若しくは高等専門学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条に規定する各種学校等に入学又は修学するための資金を必要とする場合	550万円	250回以内	2.72%
災害貸付	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合	200万円	120回以内	2.28%
医療貸付	組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、弟妹、若しくは父母が医療を受けるため資金を必要とする場合	120万円	110回以内	2.72%
結婚貸付	組合員、又はその子が結婚をするため資金を必要とする場合	200万円	120回以内	2.72%
葬祭貸付	組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、弟妹若しくは父母の葬祭を行うため資金を必要とする場合	200万円	120回以内	2.72%

※注1 原則、必要額以下で10万円単位の貸付となります。

一部の貸付を除き、請求書、契約書などの必要額が確認できる書類の提出が必要となります。

※注2 貸付利率は、財務大臣が定める財政融資資金利率に連動して変更されます。(変動利率)

また、上記貸付利率には貸付金保険料充当金として年0.06%が加算されています。

※注3 住宅貸付の貸付限度額は、次の算出方法のいずれか高い方の額が貸付限度額となります。

①給料月額×組合員期間に応じた月数(10~45月) ②仮定退職手当の額

※注4 住宅災害貸付の貸付限度額は、上記(注3)①により算出した額の1.5倍に相当する額となります。

● 提出書類について

① 貸付申込書

② 貸付借用証書

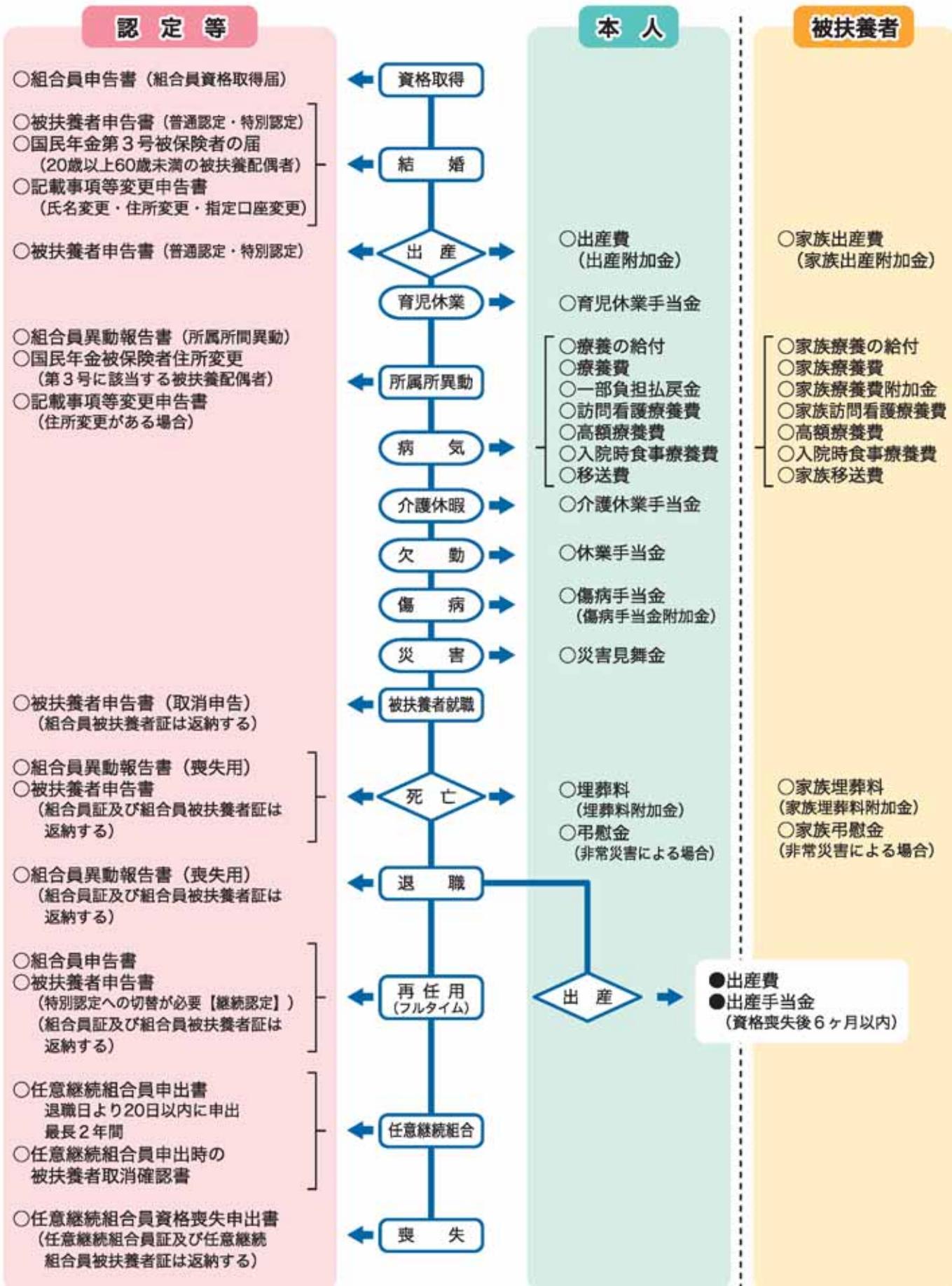
③ 借入状況等申告書【A4版両面】

④ 貸付事業における個人情報に関する同意書【A3版両面】

⑤ 各貸付けに必要な添付書類(契約書等、必要額が確認できる書類を添付する必要があります。)

※①・②は各所属所へ配付済みの様式を使用し、③・④は「福利厚生事務の手引き」及び当支部のホームページから取得下さい。

組合員資格取得から喪失まで



被扶養者認定の取消について



被扶養者の収入超過により、遡って認定が取り消される事例が多くあります！

- ▶ 収入が基準額（年 130 万円※年金受給者の場合は 180 万円）を超過したり、就職し新たな保険証が付与されるなど、被扶養者としての要件を欠いたときは、所属所を通じて速やかに取消手続きを行ってください。
- ▶ 組合員は、今後とも被扶養者として認定されている方の月々の収入に十分ご注意いただき、遡って認定が取り消されることのないよう宜しくお願ひ致します。

資格喪失後の 無資格受診 に注意！

資格喪失後の無資格の組合員証等を使用して医療機関に受診するケースが増加しています。就職等により扶養から外れた場合には、資格を喪失して組合員被扶養者証は使用できなくなります。

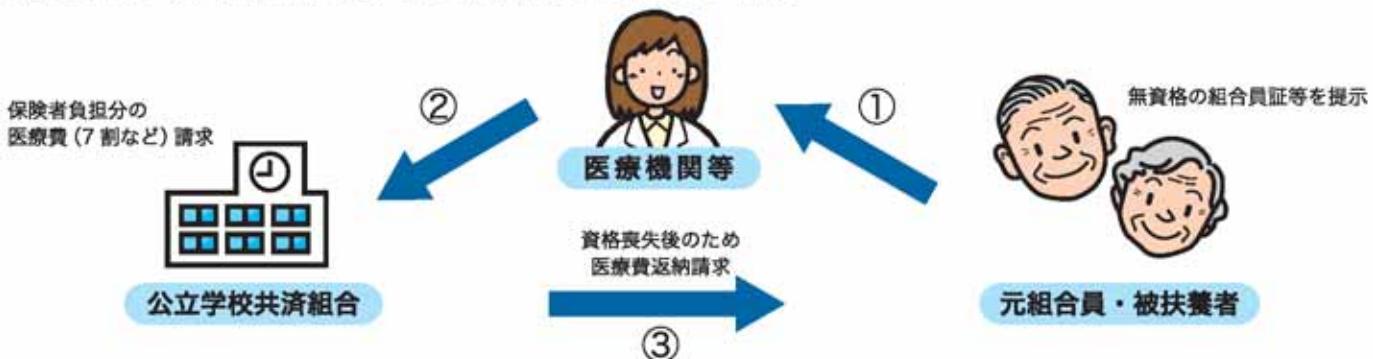
組合員証等は資格喪失日以降使用できません！

ご注意ください！

医療機関では組合員証等の有効・無効の判断ができません。

誤って無資格の組合員証等を使用されると、公立学校共済組合が負担した医療費（7割など）について後日、組合員に返還していただくこととなります。

【資格喪失後に無資格の組合員証等を医療機関で使用した場合】



- ①元組合員・被扶養者（資格喪失された方）が、誤って無資格の組合員証等を医療機関で使用された場合は
- ②医療機関から公立学校共済組合に請求される保険者負担分の医療費（7割など）について
- ③後日、組合員に返還請求をします。

返還請求書でお支払いいただいたあとは…

新しく加入された健保組合・国民健康保険等に「療養費」として請求できます。支払った際の受領書は療養費の申請に必要となりますので、大切に保管してください。

詳細については、新しく加入した健保組合・国民健康保険等へお問い合わせください。

誤って資格喪失後の組合員証等を使用した場合、すぐに新しい組合員証等を医療機関へ提供すれば、医療機関が請求先を新しい健保組合等へ変更できる場合があります。この場合、上記のような事務手続きは不要となります。

組合員証等の早期回収へご協力ください。

誤った組合員証等の使用を避けるため、資格喪失後は
すみやかに組合員証等を所属所にご返却ください！

資格喪失届には必ず組合員証等を添付していただくようお願いいたします。

国民年金第3号被保険者の届出について

20歳以上60歳未満の配偶者を扶養に入れる場合は、
国民年金第3号の届出が必要です！



▶組合員の被扶養配偶者である第3号被保険者に関する届出は、共済組合を経由して、年金事務所へ届出こととなっています。

■年金の被保険者の分類等

被保険者区分	加入者等	年金の種類
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の農業従事者・自営業・学生等	国民年金
第2号被保険者	公務員・会社員等サラリーマン	共済年金・厚生年金
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満	国民年金

!
届出を怠った場合、将来の年金受給額が少なくなってしまうおそれがありますので、届出事由が発生した際は、速やかにお手続きください。

届出事務が一部変更になりました～平成26年12月1日施行～

組合員の被扶養配偶者である国民年金第3号被保険者が、収入超過及び離婚を理由として被扶養配偶者でなくなった場合に、『被扶養配偶者非該当届』を年金事務所へ届出することとなりました。

【手続きについて】

被扶養者申告書（認定取消）と併せて、『被扶養配偶者非該当届』を所属所を経由して共済組合へ提出してください。
その後、共済組合より発行される「被扶養者資格喪失証明書」を各市町村窓口にご提出していただき、第1号被保険者となるための種別変更手続きを行ってください。

【手続き不要の場合について】

次の場合は、届出の必要はありません。

- ・組合員の退職等により、被扶養配偶者が第1号被保険者となる場合
- ・組合員が死亡した場合
- ・組合員が65歳に到達した場合

■届出の範囲

届出範囲	届出事由
○資格取得	・被扶養配偶者が20歳になったとき
○種別変更	・婚姻により組合員の被扶養者となったとき ・組合員の配偶者が離職等により被扶養者となったとき
○種別確認	・既に第3号となっている被扶養者がいる組合員が、資格取得又は他の共済組合から転入したとき
○死亡	・第3号被保険者が死亡したとき
氏名・住所等変更（訂正）	・第3号被保険者の氏名・生年月日・性別・住所等に変更又は訂正があったとき
【平成26年12月1日より変更】 ○被扶養配偶者非該当	・所得超過により被扶養配偶者ではなくなったとき ・離婚により被扶養配偶者ではなくなったとき

※表中の○印については、被扶養者申告書とともに提出してください。

短期給付金の請求 ~こんなときはどうするの?~

共済組合の短期給付事業は、民間の健康保険に代わる制度で、組合員及び被扶養者の公務によらない病気、負傷、出産、死亡、災害等の事由により組合員が被る経済的負担を補てん、または軽減することを主な目的として行われる給付事業です。

対象	給付の種類	給付の内容	給付額 ・主な添付書類
組合員	療養の給付 ●	公務によらない病気または負傷により保険医療機関に組合員証を提示し、診療を受けたとき	7割(現物給付) 3割(自己負担)
	入院時食事療養費 ●	公務によらない病気または負傷により保険医療機関で入院時に食事の提供を受けたとき	入院時の食事代から標準負担額を控除した額(現物給付)
	一部負担金払戻金 ●○	組合員が療養の給付等を受けたときに保険適用の自己負担額が25,000円を超えるとき (給料月額424,000円以上は、50,000円)	自己負担額から25,000円又は50,000円を控除した額
	療養費 ○	1 組合員がやむを得ない事情により組合員証を使用しないで医療機関を受診したとき 2 保険診療において、保険医が治療上必要があると認めたとき(①関節用装具等治療用装具②はり、きゅう、あんま、マッサージの施術) 3 組合員が海外の医療機関で受診したとき (治療目的で海外で受診したときは対象外)	規定により組合で算定し、かつ実費の範囲の額の7割 ☆療養費請求書 ・診療報酬明細書(レセプト) ・領収書(原本) (治療用装具、はり、きゅう、マッサージの場合は医師の同意書または診断書)
病気・けが	組合員 被扶養者	組合員または被扶養者の一部負担金が次の限度額を超える額が高額療養費 (給料額664千円以上、医療費が100万円の場合) 252,600円+[(医療費-842,000円)×1%]=254,180円 (給料額424千円以上664千円未満、医療費が100万円の場合) 167,400円+[(医療費-558,000円)×1%]=171,820円 (給料額224千円以上424千円未満、医療費が100万円の場合) 80,100円+[(医療費-267,000円)×1%]=87,430円	一部負担金から限度額を控除した額
		※入院(通院)の場合 70才未満の者の一医療機関における入院(通院)に係る高額療養費は、事前に申請することにより窓口での支払いを自己負担限度額にとどめる。	病院等からのレセプト(診療報酬明細書)により支給 →☆限度額適用認定申請書
被扶養者	家族療養費 ●○	病気または負傷の範囲等は組合員の場合の療養の給付、入院時食事療養費と同様であり、また療養費払いの要件についても組合員の場合の療養費と同様	●組合員証被扶養者証提示 7割現物給付(自己負担3割) 未就学児8割(自己負担2割)等 ○療養費払 ☆家族療養費請求書 ・その他は療養費と同じ
	家族療養費附加金 ●○	被扶養者が家族療養の給付等を受けたときに保険適用の自己負担額25,000円を超えるとき (給料月額424,000円以上は、50,000円)	自己負担額から25,000円又は50,000円を控除した額
組合員 被扶養者	移送費 家族移送費 ○	組合員または被扶養者が療養の給付等を受けるため病院等へ移送され、組合が必要と認めたとき	取り扱いにより算定した額 ☆移送承認請求書 ☆移送費請求書・意見書 ・移送に要した費用証明書
高額になったとき 組合員 被扶養者	高額介護合算療養費 ○	組合員とその被扶養者の方全員が、1年間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が670,000円(給料月額424,000円以上は1,350,000円)を超えたとき。 (高額療養費や附加給付等の支給額は控除します)	(医療費自己負担額+介護保険自己負担額)×医療費自己負担額/(医療費自己負担額+介護保険自己負担額) ☆高額介護合算療養費支給申請書 ・自己負担額証明書
結婚 組合員	結婚手当金 ○	組合員が結婚したとき ※平成27年4月から廃止になりました。	40,000円 ☆結婚手当金請求書 ・戸籍謄本、抄本又は婚姻届受理証明

	対象	給付の種類	給付の内容	給付額 ・主な添付書類
出産	組合員 被扶養者	出産費 家族出産費 (同附加金) ◎	組合員、又は被扶養者が出産したとき (死産、妊娠85日以上の流産も対象) 双生児以上はその産児ごとに支給	404,000円(但し、産科医療補償制度に加入した出産の場合は420,000円) 同附加金50,000円 ☆出産費・家族出産費請求書 ・直接支払制度同意書 (直接支払制度利用の場合) ・出産費用明細書等
死亡	組合員	埋葬料 (同附加金) ◎	組合員が公務によらないで死亡したとき	50,000円(定額) (同附加金25,000円) ☆埋葬料請求書 ・埋火葬許可証の写等 ※請求者が被扶養者以外の場合は領収証(75,000円未満の場合はその額)
	被扶養者	家族埋葬料 (同附加金) ◎	被扶養者が死亡したとき	50,000円(定額) (同附加金25,000円) ☆家族埋葬料請求書 ・埋火葬許可証の写等
災害(災害・死亡等)	組合員	災害見舞金 ◎	非常災害により住居や家財に損害を受けたとき	損害の程度によって算定 0.5~3か月×1.25 ☆災害見舞金請求書 ・被害状況の写真等
	被扶養者	弔慰金 ◎	組合員が水難災害その他の非常災害で死亡したとき	給料月額×1.25 ☆弔慰金請求書 ・死亡診断書の写
	被扶養者	家族弔慰金 ◎	被扶養者が水難災害その他の非常災害で死亡したとき	給料月額×0.875 ☆家族弔慰金請求書 ・死亡診断書の写
休業(傷病・育児・介護等)	組合員	傷病手当金 (同附加金) ◎	組合員が公務によらない病気または負傷の療養のため引き続き勤務に服することができなくなり給料の全部または一部が支給されないとき	給料日額×2/3×1.25×日数 支給期間・1年6月 ・(附加金、6月) ☆傷病手当金請求書 ・出勤簿の写・辞令の写 ・診断書の写
	組合員	育児休業手当金 ◎	育児休業を取得し給料の全部または一部が支給されないとき 育児休業に係る子が1歳(その子が1歳に達した日後省令に該当する場合は1歳6月)に達する日までの間支給 <パパ・ママ育休プラスの場合> 配偶者が育児休業をしている場合には1歳2月 (その子が1歳に達した日後省令に該当する場合は1歳6月)に達する日までの間支給(1年を限度)	給料日額×67/100×1.25×180日まで 給料日額×50/100×1.25×残日数 支給期間1歳~1歳6月 ☆育児休業手当金請求書 ・辞令の写 ・配偶者の辞令の写し (配偶者の取得確認) ・住民票謄本 (配偶者確認書類)
	組合員	介護休業手当金 ◎	組合員が配偶者、父母、子等を介護するため休業したとき 介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休業を受けるときに、2週間以上の期間について一括して請求した場合に支給	給料日額×40/100×1.25×日数 支給期間3ヶ月の範囲内 ☆介護休業手当金請求書 ・介護休業承認通知書 又は介護休業簿の写 ・出勤簿の写
	組合員	休業手当金 ◎	組合員の家族の介護などで欠勤し、給料の全部又は一部が支給されないとき	給料日額×2/3×1.25×日数 ☆休業手当金請求書 ・出勤簿の写 ・看護欠勤承認書

※ 育児休業手当金と介護休業手当金は上限相当額が設けられています。

●:組合員証を使用していれば自動的に給付されます

◎:各種請求書により請求してください

☆印:所属所または公立学校共済組合沖縄支部のホームページに様式がございます。



☆アンケートを募集します☆

紙面をよりよくするためのアンケートにご協力ください。はがき又はメールでご応募いただけます。
下記の項目にお答えいただいた方の中から抽選で10名様に「図書カード2,000円相当分」を差し上げます。

締切日：平成27年6月19日(金)（はがきは当日消印有効）

※アンケートは組合員（任意継続組合員含む）及びその被扶養者の方を対象とします。

※当選の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。また、お預かりした個人情報は商品の発送のみに利用し、使用後は破棄します。

はがきでのご応募の場合

送付先：那覇市泉崎1-2-2 12階
公立学校共済組合沖縄支部
「福利おきなわ」担当者 あて

メールでのご応募の場合

公立学校共済組合沖縄支部メールアドレス
kyosai@okinawa.kouritu.go.jp

アンケート項目

- ①所属所名（学校名）
- ②住所・氏名
- ③「福利おきなわ」について良い点（2つ以内）
- ④「福利おきなわ」について悪い点（2つ以内）
- ⑤とりあげてもらいたいこと等
- ⑥その他感想



福祉保険制度

「福祉保険制度」は、長期給付及び短期給付を補完するための公立学校共済組合独自の制度です。
ご自身で必要と思われる保障を確保していただくことにより、皆さんの生活に安心を提供します。



長期給付事業の補完 ファミリ一年金

あなたが万一死亡した場合



在職中に死亡した場合、
退職共済年金の約3/4の水準の
遺族共済年金が支給されますが、
差額の約1/4相当額が生じます。



ファミリ一年金に加入している場合

差額の約1/4相当額を
補うことができ、死亡時にも
退職共済年金と同水準の給付を
確保することができます。

ファミリ一年金以外にも、各種制度があります。

制度内容の詳細は、6月～7月頃配付予定のパンフレットをご覧ください。

MY-A-14-LF-007561